

京都市はり紙等違反広告物除却活動員 大募集!

京(みやこ)・輝き隊

●「京(みやこ)・輝き隊」とは・・・

「京(みやこ)・輝き隊」とは、電柱等に取り付けられた景観を損ねるはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委嘱した市民共汗サポーターの名称です。市民の皆様がこの制度により、違反広告物をなくす活動をしていただくことで、京都市の良好な景観及び風致の維持の一翼を担っていただきます。

●どんな活動をするの・・・

道路敷地内にある電柱、街路樹、横断防止柵など、京都市の条例により広告物の掲出が禁止されているものに取り付けられた、はり紙、はり札、のぼり旗、立て看板について除却活動を行っていただきます。

●登録までの流れ ～「京・輝き隊」に加入するための登録手続きについて～

1 グループの結成

京都市内に在住又は通勤・通学されている18歳以上の方3名以上のグループを結成していただきます。

2 認定申請書の提出

結成したグループの中で代表者を選出していただき、「京・輝き隊」認定申請書(1号様式)及び「京・輝き隊」構成員名簿(2号様式)を京都市へ提出していただきます。

3 講習会の受講

認定申請書を提出いただいた後、除却活動に必要な法律の基礎知識や違反広告物の具体事例等に学んでいただくため、京都市が主催する講習会を受講していただきます。

4 ボランティア保険への加入

活動中の万一の事故に備え、「京・輝き隊」の皆さんには、ボランティア保険に全員加入していただきます。なお、保険料の負担及び加入手続は全て京都市で行います。

5 身分証明書の交付

講習会受講後、除却活動の際に携帯していただく身分証明書を交付します。この身分証明書は、除却権限が京都市長より委嘱されていることを証するものとなります。

6 除却に必要な用具の貸与

除却活動に必要な用具(スレイパー、ニッパー、ほうき、ちりとり、軍手、ゴミ袋)は、グループごとに京都市から貸与します。

●登録は随時受付中です!

「京(みやこ)・輝き隊」への登録は随時受付中です。
現在「京(みやこ)・輝き隊」には、地域自治会、商店街組織をはじめ、企業、まちづくり・環境美化団体等にご登録・ご活躍いただいております。

違反広告物除却ボランティア「京(みやこ)・輝き隊」Q&A

Q1：どんな広告物を除却するの？

A1：京都市の条例で広告物の掲出が禁止されている物件（電柱，街路樹，公衆便所，ガードレール及びアーケードの支柱等）に取り付けられた，はり紙，はり札，のぼり旗，立て看板等です。

Q2：除却した広告物は捨ててもいいの？

A2：除却された広告物のうち，はり紙を除き（はり札，のぼり旗，立て看板等）財産保護のため，京都市で一定期間保管することが法律で義務付けられています。そのため除却した広告物は，後日，京都市が回収に伺うまでの間，一時的に保管していただくこととなります。

Q3：なんだか難しそうだけど私にもできるかな？

A3：申し込みをいただいた方には，京都市が開催する講習会を受講していただきます。講習会では除却活動に必要な法律の基礎知識や違反広告物の具体事例等をわかりやすく説明しますので，ご安心下さい。

Q4：「京(みやこ)・輝き隊」になるにはどうしたらいいの？

A4：次の条件を満たすグループで申し込んで下さい。

- ・ 18歳以上の方3名以上で構成するグループ
- ・ 市内在住か市内に通勤または通学されている方

町内会や自治会等の団体の皆様をはじめ，今回を機に結成されるグループ，サークル仲間や家族等，どのような形態でも構いませんのでご応募お待ちしております。

Q5：いつからどんな風に活動するの？

A5：講習会を受講されてから2年間の除却権限を委嘱いたします。活動は各自で計画していただきますが，活動の前後には計画書と報告書を京都市へ提出していただくこととなります。

<お問い合わせ先>

京都市都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

Tel：075-222-4136 Fax：075-251-2877